

甲^A第
277
号証
の
1

添付書類八の一部補正

(つづき)

設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)
1. 常設耐震重要 重大事故防止設備		<p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器[S] ・格納容器スプレイ冷却器[S] ・格納容器スプレイポンプ[S] ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水タンク[S] ・補助給水タンク[S] ・格納容器再循環サンプ[S] ・格納容器再循環サンプスクリーン[S] ・格納容器再循環ユニット[C] <p>(7) 非常用電源装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置 ・重油タンク[S] ・軽油タンク ・代替電源設備受電盤 ・代替動力変圧器 ・ディーゼル発電機[S] ・燃料油貯油槽[S] ・蓄電池(非常用) [S] ・蓄電池(重大事故等対処用) <p>(8) 浸水防護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去冷却器室漏えい防止堰 ・格納容器スプレイ冷却器室漏えい防止堰 <p>(9) 補機駆動用燃料設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油タンク <p>(10) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ピット堰[S]

(つづき)

設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、代替する機能を有する設計基準 事故対処設備の属する耐震重要度分類)
2. 常設耐震重要 重大事故防止設備 以外の常設重大事 故防止設備	常設重大事故防止設備で あって、耐震重要施設に属 する設計基準事故対処設 備が有する機能を代替す るもの以外のもの	(1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料ピット水位 (AM) [C] ・使用済燃料ピット温度 (AM) [C] ・使用済燃料ピット監視カメラ[C] (2)非常用取水設備 ・海水取水口[C] ・海水取水路[C] ・海水ピットスクリーン室[C] ・海水ピットポンプ室[C]